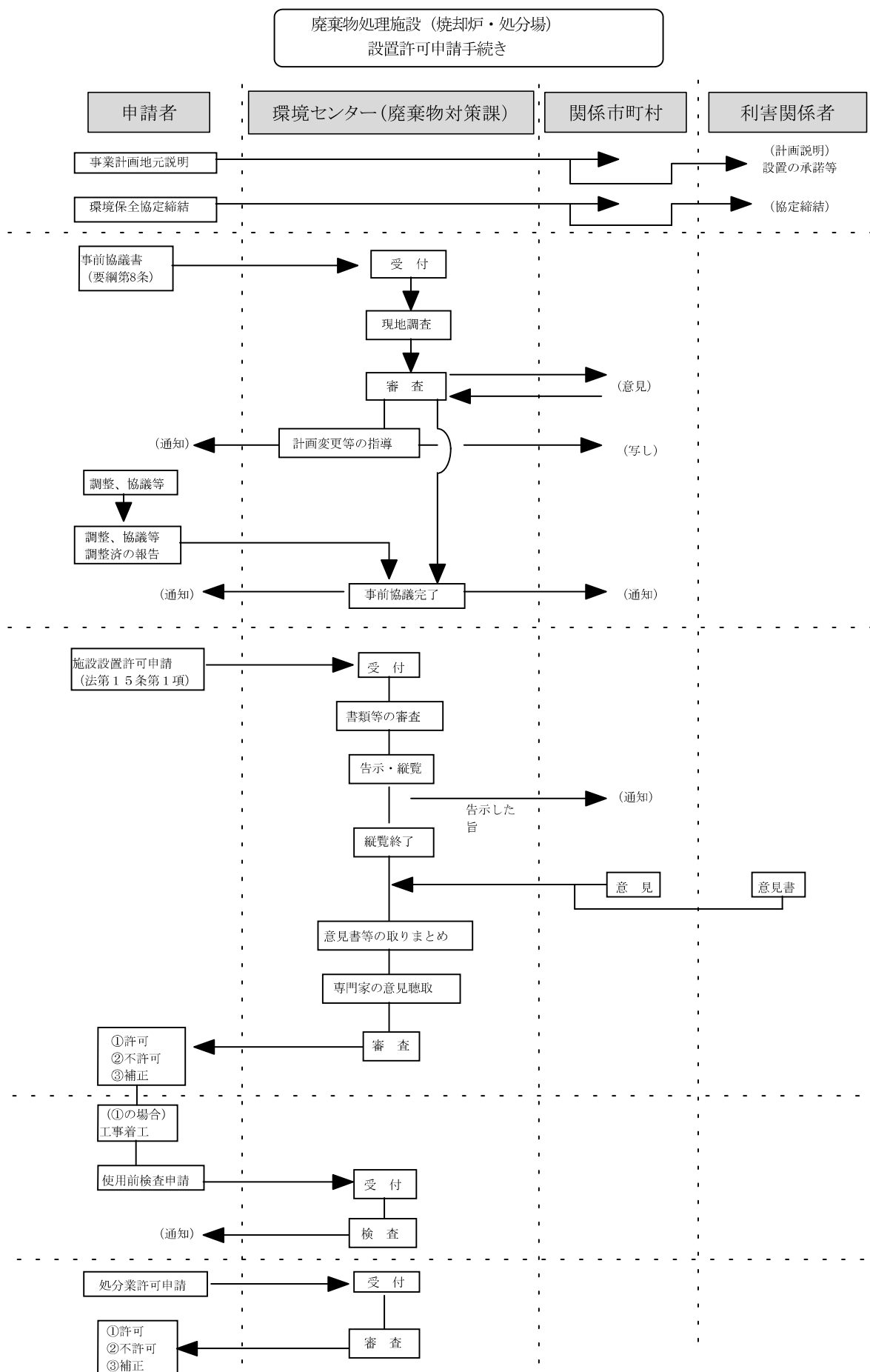
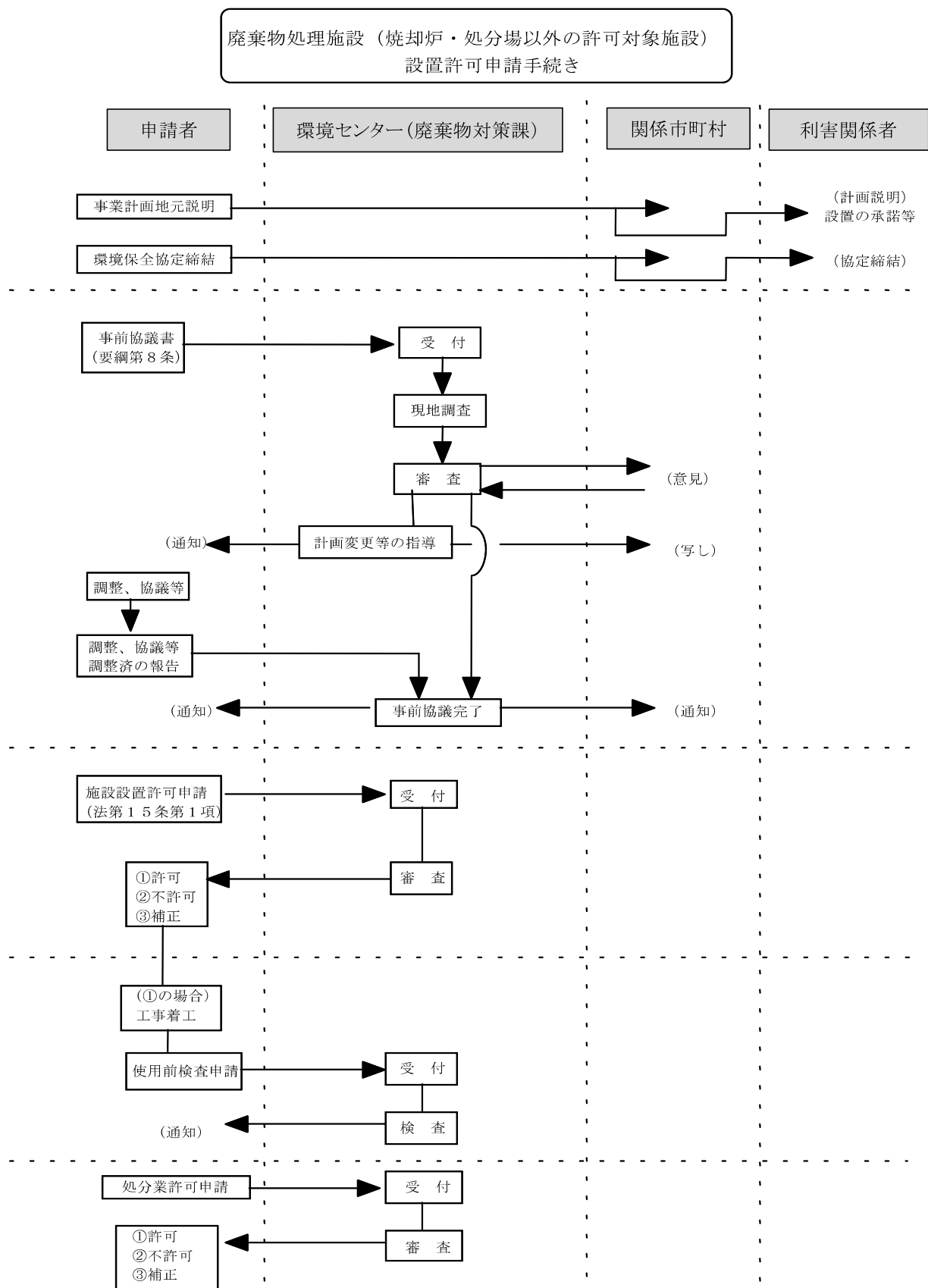


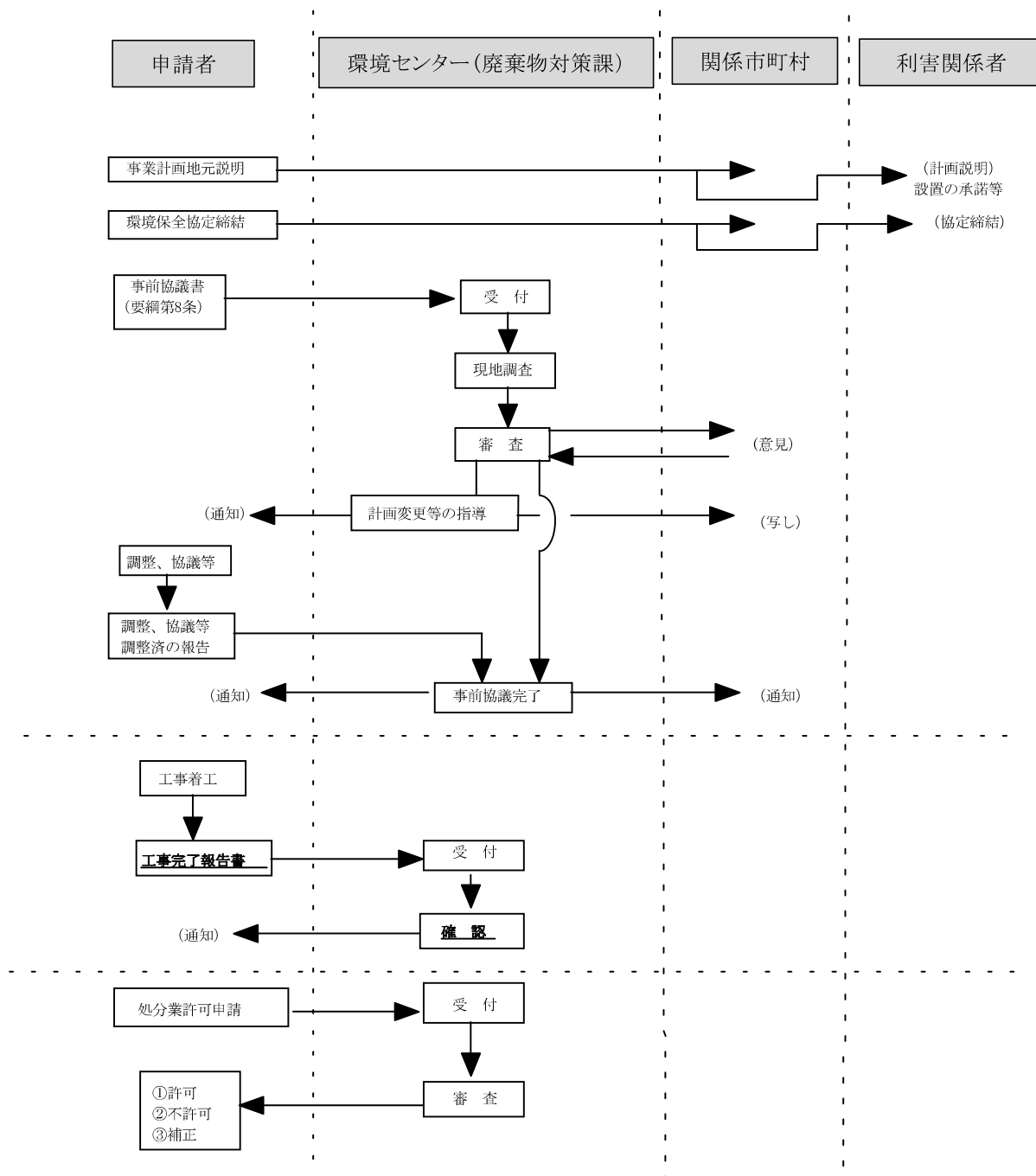
許認可等名称	一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可・届出
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
目的等	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 一般廃棄物処理施設のうち次のものを設置又は変更しようとする者は、知事（新潟市内に設置する場合は新潟市長。以下同じ）の許可を受けなければならない。（法8①、法9①） （1）ごみ処理施設のうち政令で定めるもの（処理能力5t/日以上。焼却施設にあっては、処理能力200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上 令5①） （2）し尿処理施設（浄化槽法2[1]に規定する浄化槽を除く。） （3）一般廃棄物の最終処分場（埋立処分場等 令5②） 2 縦覧等の手続きを要する施設 政令で定める施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場）の許可申請については、告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取等の手続きを要する（法8④⑤⑥、法9②、令5の2） ※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 3 施設の使用前検査 許可を受けた者は当該一般廃棄物処理施設について知事の検査を受け、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない（法8の2⑤、法9②） 4 施設の構造・規模の変更 施設の設置許可を受けた者が施設の位置、構造等を変更しようとする場合は、知事の許可を受ける必要がある。（法9） 5 市町村の設置に係る届出 市町村が施設を設置しようとするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて、その旨知事に届ける必要がある（法9の3） なお、市町村が条例で定める施設の設置許可申請については、告示・縦覧、利害関係人からの意見聴取等の手続きを要する（法9の3②、令5の6）※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 6 処理業の許可 一般廃棄物の収集運搬業又は処分業を行う場合は、市町村の許可が必要である（法7） 【許可基準】 1 施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること（法8の2①[1]、規4） 2 周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされていること（法8の2①[2]、規4の2） 3 申請者の能力がその施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること（法8の2①[3]、規4の2の2） 4 申請者が欠格要件に該当しないこと（法8の2①[4]）
権限	知事（一般廃棄物処理施設の設置許可等については地域振興局長に委任） 新潟市長（新潟市内の一般廃棄物処理施設の設置許可等）
手続	【手続の種類】許可 （焼却施設及び最終処分場を設置する場合） （焼却施設及び最終処分場以外の施設を設置する場合） ※1 新潟県環境影響評価条例の対象事業については当該条例に基づき別途手続きが必要である。 ※2 新潟市内に設置する場合は、新潟市廃棄物対策課
留意事項	【標準処理日数】 縦覧等の手続きを要する施設：120日、それ以外の施設60日 【罰則等】 無許可で施設を設置・変更した場合や、施設の使用前検査を受けずに使用を開始した場合に対する罰則規定がある（法25⑧⑩、法29②）。
備考	

許認可等名称	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する事前協議
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
目的等	1 新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱〔事前協議制〕 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関し必要な指導を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔許可制〕 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	新潟市を除く県内(新潟市内は新潟市役所が管轄)
規制行為基準	1 新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱〔事前協議制度〕 【規制行為】 事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、業許可及び施設の設置許可等申請前に事前協議書により知事に協議しなければならない。(要綱8) 【基準】 立地等に関する基準及び構造基準に適合していること。(要綱6及び7) 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔許可制〕 【規制行為】 産業廃棄物処理施設のうち、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は、知事(新潟市内に設置する場合は新潟市長)の許可を受けなければならない。(法15、法15の2の6、令7) 【許可基準】 (1) 施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(法15の2、規12) (2) 施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされていること。(法15の2①[2]) (3) 申請者の能力がその施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。(法15の2①[3]規12の2の3) (4) 申請者が欠格要件に該当しないこと。(法15の2①[4]、法14⑤[2])
権限	知事(2万㎡以上の最終処分場)、知事(地域振興局長に委任)(2万㎡未満の最終処分場及び中間処理施設)、新潟市長(新潟市内の産業廃棄物処理施設)
手続	【手続の種類】事前協議、許可 ※次ページ以降を参照 【標準処理日数】1 事前協議：定めなし、2 許可：縦覧等を要する施設 120日、それ以外の施設 60日
留意事項	1 縦覧等の手続きを要する施設 政令等で定める施設(焼却施設、最終処分場等)の設置許可申請については、告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取等の手続きを要する(法15④⑤⑥、令7の2) ※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 2 施設の使用前検査 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けたものは当該施設について知事又は地域振興局長の検査を受け、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していなければ、これを使用してはならない。(法15の2⑤) 3 施設の構造・規模の変更 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものは、施設の構造等を変更しようとする場合は、知事又は地域振興局長の許可を受ける必要がある。(法15の2の6①) 4 処理業の許可 産業廃棄物の処理業(収集運搬、中間処理、最終処分)を行う場合は産業廃棄物処理業の許可が必要である。(法14、14の4) 【罰則等】 無許可で施設を設置した場合や、施設の使用前検査を受けずに使用を開始した場合などに対する罰則規定がある(法25①[8]、法29①[2]等)
備考	





廃棄物処理施設（法第15条非該当施設）設置許可申請手続き

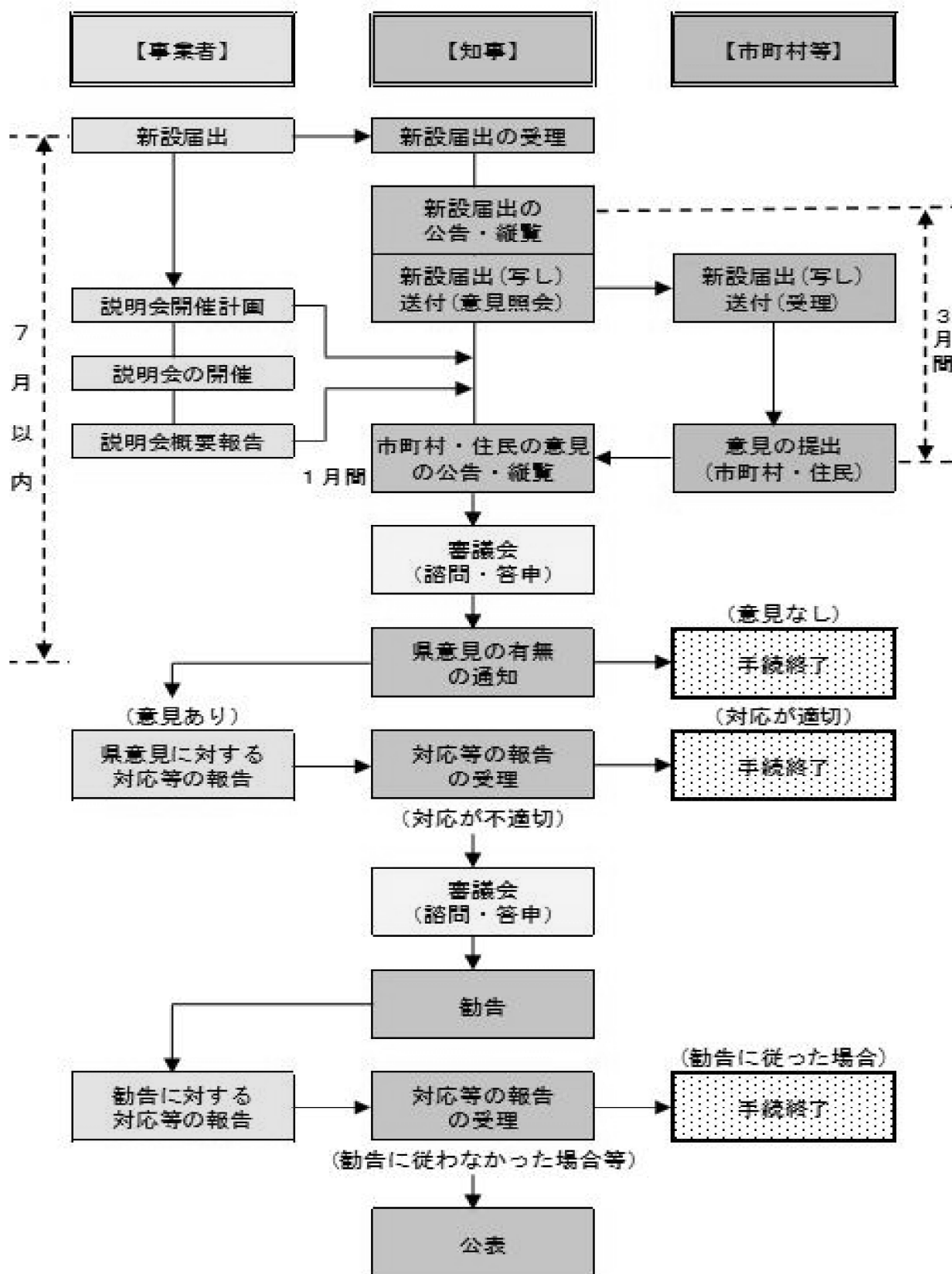


許認可等名称	廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
目的等	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	新潟市を除く県内(新潟市は新潟市役所が管轄)
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 廃止された廃棄物の最終処分場を対象に、廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある地域を都道府県知事等が指定区域として指定し、当該区域において土地の形質の変更を行おうとする者が、事前に土地の形質の変更内容を都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。(法15条の19) なお、基準に適合しない場合は、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。 2 指定の対象となる廃止した最終処分場 (1) 法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の2第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地 (3) 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの(前2号に掲げるものを除く。) ① 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの ② 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの 3 届出の時期等 指定区域の土地の形質変更を行う場合、当該区域の土地の形質変更を行う者は、事前に届出が必要であるが次の場合は、事後の届出となる。 (1) 指定区域が指定された際、既に着手していた行為(法15の19②) (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(法15の19③) なお、支障の除去等の措置として行う行為、通常管理行為、軽易な行為、その他の行為(法15の19①ただし書)は届出不要 【基準】 届出に係る土地の形質変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合していること。(法15条の19④ 規12の40)
権限	知事(指定区域の指定、なお、当該指定区域の形質変更の届出の受理、審査、計画変更命令は地域振興局長に委任) 新潟市長(新潟市内の指定区域の指定、当該指定区域の形質変更の届出の受理、審査、計画変更命令)
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[指定区域の指定] --> B[指定区域台帳の調整・保管] B --> C[公示] C --> D[指定区域の土地の形質変更する者] D --> E[届出] E --> F[窓口 地域振興局環境センター] F -- 適合 --> G[工事着手] F -- 不適合 --> H[計画変更命令] </pre> 【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則等】 計画変更命令に違反した場合罰則がある。(法28①[2])。
備考	

87

許認可等名称	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例による特定施設の新設届出
法令等名称	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例
目的等	にぎわいのあるまちづくりの推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針、特に規模の大きな集客施設についての広域の見地からの立地の調整に関する事項及び地域への貢献に関する事項を定めることにより、にぎわいのあるまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【届出の内容】 1 届出の対象 (床面積(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用に供される部分にあっては、客席の部分の床面積に限る。))の合計が1万㎡を超える集客施設(※)であって、店舗面積の合計が3,000㎡を超えるもの(特定施設) ※ 集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるもの(以下「劇場等」という。)の用に供される一の建築物(実質的に一体の機能を有する複数の建築物で構成されるものを含む。)をいう。 2 届出の内容(条例第8条第1項。添付書類については、条例第8条第2項等) (1) 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 特定施設の名称 (4) 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積 (5) 特定施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日 (6) 特定施設の新設をする日 (7) 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計 (8) 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域並びにそれらの算出根拠 (9) 特定施設の新設の予定地を選定した理由 【届出に対する県の対応】 - 県は、特定施設の新設届出の内容に関し、関係市町村の長・住民等の意見に配慮し、県の基本方針、土地利用に関する計画等を勘案し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知する。 - 県は、上記意見に対する届出者の対応が当該意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定施設の新設がなされることがにぎわいのあるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し勧告することができる。 - 県は、正当な理由がなく、届出者が上記勧告に従わなかったとき等は、その旨を公表することができる。
権限	知事
手続	【手続の種類】届出 ※手続の詳細は、次ページのとおり <pre> graph LR A[届出者] -- ①新設届出 --> B[地域産業振興課] B -- ②意見の陳述 --> C[関係市町村の長] C -- ③諮問 --> D[新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会] D -- ④答申 --> B B -- ⑤意見の陳述 --> A </pre>
留意事項	【標準処理日数】定めなし 【工事着手制限】 知事の意見がない旨の通知があった後でなければ、特定施設に係る工事に着手してはならない。 また、知事の意見が述べられた場合、届出者からその対応が報告されてから2月を経過した後でなければ、特定施設に係る工事に着手してはならない。(条例第16条第1項) 【新設届出の時期】 特定施設の新設届出は、法令の規定による許認可等(建築確認、開発許可等)に係る申請その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。(条例第8条第3項)
備考	

特定施設の新設届出に係る手続



許認可等名称	墓地・納骨堂及び火葬場の経営等の許可
法令等名称	墓地、埋葬等に関する法律
目的等	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為 及び基準	【規制行為】（法10①②） 1 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 2 墓地の区域又は納骨堂もしくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂もしくは火葬場を廃止しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 【許可基準】 市・・・各市で定める基準による。 町村・・・「新潟県墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例」及び各町村で定める基準による。
権限	市長（第2次地方分権一括法による改正墓地埋葬法）、町村長（県の事務処理特例条例に基づく事務）
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 許可証交付 --> A B -.-> C[現地調査] </pre> 【標準処理日数】
留意事項	【罰則等】 無許可で墓地、納骨堂又は火葬場の経営等を行った者は、法第20条の規定により懲役刑又は罰金刑に処せられる。
備考	「墓地」…墳墓を設けるために、墓地として市町村長の許可を受けた区域 「墳墓」…死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設 「埋葬」…死体を土中に葬ることで、いわゆる土葬のこと 「納骨堂」…他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として市町村長の許可を受けた施設 「火葬場」…火葬を行うために、火葬場として市町村長の許可を受けた施設

許可等名称	特定工場の新設又は変更の届出
法令等名称	工場立地法
目的等	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場の敷地利用の適正化に関する準則を公表し、及びこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民福祉の向上に寄与する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定工場の届出 製造業等に係る工場又は事業場であって、敷地面積又は建築物の建築面積の合計が一定規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）を新設又は変更しようとする場合は、届出なければならない。（第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項） ※ 製造業等：製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除外） ※ 一定規模：敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上のいずれかに該当するもの (1) 特定工場の届出が必要な場合 ① 特定工場の新設（敷地面積又は建築物の建築面積の増加等により特定工場となる場合を含む）を行う場合 ② 敷地面積を増加又は減少しようとする場合 ③ 生産施設を新設又は増設しようとする場合 ④ 緑地を撤去又は移設する場合 ⑤ 環境施設を撤去又は移設する場合 (2) 特定工場の届出をした者は、さらに下記の場合に届出が必要 ① 氏名、名称又は本社の住所を変更する場合（法第12条） ② 届出者の地位を承継する場合（法第13条） (3) 届出期限 届出者は、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設、変更等の工事（敷地面積の増減を含む）に着手してはならない。ただし、届出時に実施制限期間の短縮申請を行い、その内容が相当であると認められた場合には、90日が各市町村の定める日数まで短縮される。（法第11条） 2 工場立地に関する準則（以下「準則」という。） 届出内容は次の準則に適合していなければならない。 (1) 生産施設面積率：敷地面積に対する割合は、業種区分に応じて30％～65％以下であること。生産施設とは、製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置が設置される建築物及び屋外プラント類をいう。 (2) 緑地面積率：敷地面積に対して20％以上であること。 (3) 環境施設面積率：緑地と併せて、敷地面積の25％以上であること。環境施設とは、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものをいい、緑地を含むものである。 なお、一定の要件を満たす場合、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等が認められる。 (4) 環境施設の配置率：敷地面積の15％以上を工場周辺部に配置すること。 (5) 昭和49年6月28日時点で既に存在している工場等（「既設工場」）について昭和49年6月29日以後に工事を開始する生産施設の増設やスクラップアンドビルドを行う工場は、補正係数を乗ずることにより準則が緩和される。 (6) 工場立地法又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による条例を有する市町村にあっては、2(2)の緑地面積率及び2(3)の環境施設面積率は当該条例の規定による。
権限	各市町村長
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[特定工場の届出企業] -- 届出書 --> B[各市町村担当課] B -- 受理通知 --> A </pre> 【標準処理日数】90日(市町村で定めのある場合は、当該定めによる)
留意事項	特定工場が届け出を必要とする工事等を行う場合は、原則90日前までに届出なければならない。事前の届出を怠った場合は「届出義務違反」になる。（法第16条） 【罰則等】届出義務違反、変更命令違反に対する罰則規定がある。
備考	